

物品売払費積算書

次のとおり積算する。

売払い物品	スクールバス売払い 数量:1台
引渡場所	豊田市役所 小原支所
引渡期限	令和7年9月30日

単価契約区分	非該当
消費税率	10%

※上段は変更前積算、下段は変更後積算を表示

	名称	規格等	数量	数量 単位	積算単価	積算金額	積算摘要	前回 数量	数量 単位	前回金額
1	スクールバス（三菱）	PDG-BG64DG （豊田200さ201）	1	台						

スクールバスの売払いに関する仕様書

1

② 車両の規格

登 録 番 号	豊田 2 0 0 さ 2 0 1
初 度 登 録 年 月	平成 2 3 年 3 月
車 検 満 了 日	令和 7 年 3 月 1 6 日
種 別 ・ 用 途	普通 乗合
自家用・事業用の別	自家用
車 名	三菱
車 台 番 号	B G 6 4 D G - 8 1 0 0 9 0
型 式	P D G - B G 6 4 D G
車 両 重 量	3 9 7 0 k g
車 両 総 重 量	5 5 6 5 k g
乗 車 定 員	2 9 人
原 動 機 の 型 式	4 M 5 0
長 さ	6 9 9 c m
幅	2 0 1 c m
高 さ	2 6 9 c m
燃 料	軽油
トランスミッション	M T
そ の 他 の 事 項	使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠は NOx・PM 対策地域外です。

② 車両の状況

走 行 距 離	2 5 4 , 6 6 0 k m (令和 7 年 7 月 3 1 日現在 豊田市職員確認)
外 装	・ 稼働休止後、外に駐車していたため外装に汚れあり ・ 車体四方に「スクールバス」のマークあり ・ 車体両側面後部に「豊田市」の文字あり
装 備 品	自動扉、自動窓 (運転手席)、エアコン、ミラー (左右、バック)、ラジオ、タイヤ (スタッドレス)
そ の 他	車検切れ 自賠責保険切れ リサイクル券あり エンジンはかかる (令和 7 年 7 月 3 1 日現在 豊田市職員確認) ※ 冬場など、気温が低いとエンジンがかからないことがあると報告有 令和 7 年 3 月 1 1 日で稼働休止

2 売払いの条件

- (1) 売払い車両は、全て現状のままで引き渡しとする。
- (2) 契約決定者（以下「決定者」という。）は、引渡し期限までに代金を豊田市に支払うこと。
また、代金の支払いにあたっては、豊田市が発行する納入済通知書（納付書）を用いること。
- (3) 決定者は代金支払後に、金融機関によって領収印が押された納入済通知書（納付書）兼領収書を豊田市に提示すること。
- (4) 豊田市は、代金が納入されたことを確認した後、売払い車両を決定者に引き渡すものとする。
- (5) 売払い車両の引渡し日程については、契約締結後に豊田市と協議して決定する。
- (6) 売払い車両の運搬については、決定者の責任で行い、運搬等に係る費用（自動車損害賠償責任保険、自動車検査証、自動車臨時運行許可申請等含む）については、決定者が負担すること。また、事故等が発生した場合において豊田市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 契約者は譲渡した車両の新所有者となるため、道路運送車両法の規定に基づき売払い車両の抹消登録等を行い、引渡しの日から30日以内に「登録事項等証明書」又は「抹消登録証明書」の写しなど手続完了の証明となる書類を豊田市へ提出すること。また、上記手続に関する全ての費用は決定者が負担すること。
- (8) 決定者は、売払い車両を第三者に譲渡し、又は決定者自らが使用する場合は、当該車両の文字や絵などは決定者の責任において消すこととする。また、それに関わる全ての費用については、決定者の負担とし、作業前及び作業後の写真を豊田市へ提出すること。
- (9) 決定者は売払い車両の引渡し後に、いかなる理由（当該車両に契約不適合があったことの発見を含む。）があっても、以下に掲げる行為はできないものとする。
 - ア 豊田市に対し、代金の返還を求めること。
 - イ 豊田市に対し、損害賠償を請求すること。
 - ウ 本契約を破棄すること。

3 車両の引渡場所

豊田市役所 小原支所駐車場

4 車両の下見対応

下見を希望する場合は、事前に申出の上、下記日程で応じることができる。

連絡先：(0565) 34-6661 清水

日程

- ① 8月27日（水）10：00～11：00
- ② 9月 2日（火）10：00～11：00

写真帳



A

記録年月日 令和 6 年 3 月 4 日

自動車検査証記録事項

513230105333

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号		豊田 200 さ 201									
車台番号		BG64DG-810090									
登録年月日/交付年月日		平成 23 年 3 月 17 日		初度登録年月		平成 23 年 3 月		有効期間の満了する日		令和 7 年 3 月 16 日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		豊田市									
所有者の住所		愛知県豊田市西町3丁目60 [23510 0462]									
使用者の氏名又は名称		***									
使用者の住所		***									
使用の本拠の位置		愛知県豊田市足助町宮ノ後26-2 [23510 4116 082]									
3. 車両詳細情報											
車名		三菱 [318]									
型式		PDG-BG64DG				原動機の型式		4M50			
自動車の種別		普通		用途		乗合		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		キャブオーバ [012]				乗車定員		29人		最大積載量 - kg	
車両重量		3970 kg		車両総重量		5565 kg		長さ		699 cm	
幅		201 cm		高さ		269 cm		前後軸重		2040 kg	
前後軸重		2040 kg		前後軸重		- kg		後前軸重		- kg	
後後軸重		1930 kg		総排気量又は定格出力		4.89 kW		燃料の種類		軽油	
型式指定番号		型式指定番号		類別区分番号		類別区分番号		燃料の種類		軽油	
4. 備考											
[小牧], 継続検査, [OSS] 自動車重量税額 ¥34,200 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 239,700 km (令和6年3月4日) [旧走行距離計表示値] 225,100 km (令和5年3月6日) 平成12年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 98 dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 51-06229 以下余白											

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9464KT6046583



自動車検査証

令和 5年 3月 6日 愛知運輸支局長

513230105333

自動車登録番号又は車台番号		初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	型式指定番号	類別区分番号
豊田 200 さ 201		平成23年 3月	普通	乗合	自家用		
車名			車体の形状				
三菱			キャブオーバー				
車台番号			燃料の種類		総排気量又は定格出力		
BG64DG-810090			軽油		4.89 ^{kW}		
型式	原動機の型式		前駆軸重	前駆軸重	後駆軸重	後駆軸重	
PDG-BG64DG	4M50		2040 ^{kg}			1930 ^{kg}	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ	
29 ^人		3970 ^{kg}	5565 ^{kg}	699 ^{cm}	201 ^{cm}	269 ^{cm}	
使用者の氏名又は名称							
豊田市							
備考							
NOx・PM適合, 平成12年騒音98dB							
    							

T9464KT6046583

2605

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。

[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	1211-1002-3944
車台番号	BG64DG-810090
車名	三菱

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2011年03月08日 発行
事務処理番号：012-52041133032302<1>



<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥16,840
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	¥4,620
情報管理料金	¥230
預託金額合計	¥21,690

※本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。

※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

----- <使用済自動車引渡時、引取業者切離し> -----

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日： 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	1211-1002-3944
車台番号	BG64DG-810090
車名	三菱
預託金額	¥21,690 (消費税込み)

※本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

<引渡者>

氏名・名称

<引取業者>

登録番号

氏名・名称

印

事業所名称

所在地

TEL

----- <受領証(C券)利用時切離し> -----

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	1211-1002-3944
車台番号	BG64DG-810090
車名	三菱

受領金額	¥380 (消費税込み)
------	-----------------

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2011年03月08日 発行
事務処理番号：012-52041133032302<1>